

TSUBASAスタートアップ連携調査（情報収集・確認調査）

(公告/公示日：2022年8月31日/調達管理番号：22a00527) について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 2	第1 3. (4) 業務履行期間（予定）	第1期に関する説明の最後に「活動開始は2023年11月からを想定」とあるが、「2022年11月から」の誤植か？	記載に誤りがありますので、以下のとおり訂正いたします。 【変更前】 「活動開始は2023年11月からを想定」 【変更後】 「活動開始は2022年11月からを想定」
2	P. 12	第2 3. 主要な業務内容の表	キックオフイベント開催が22年12月に設定されているが、参加者募集のアナウンス期間を考えると11月中旬にはアナウンス開始、ハイブリッド開催のための会場確保はさらに早いタイミングで行う必要があると考える。活動開始を22年11月とすると非常にタイトなスケジュールだが、時期の変更は可能か？あるいはJICAから何らかの協力は得られるのか？	キックオフイベントは2022年12月19日の週を予定しており、現在のところ当日程を変更する予定はありません。 活動開始(22年11月)までに、当機構が、IDB Labとも調整をしながら、当イベントの企画案作成や会場候補の検討、事前アナウンスの実施等、可能な対応を事前に行う事で、活動開始後速やかに受注者とイベント開催に向けた協議を始める予定です。
3	P. 12	第2 4. (1) ①フォローアップ調査	TSUBASA2021に関しては契約後に概要資料等をいただけたということか？ 公式Webには公開しただけでなく、昨年年度の全体概要が把握できないため、プロポーザル提出前に昨年度の概要等に関する資料をいただくことは可能か？	TSUBASA2021のファイナルレポートが、JICA図書館ポータルサイトにて公開されています。 <URL> https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369666.pdf <レポート名> 中南米・カリブ地域 スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート <(上記URLで閲覧ができない場合) レポートへのアクセス手順> 1. JICA図書館ポータルサイトに入る。2. 「JICA報告書・図書・雑誌」と書いてある赤いボタンをクリックする。3. 「スタートアップ企業連携」と検索し、レポート名をクリック。4. 図書情報詳細の下段にある、「報告書PDF版」をクリックし、その後「画像リンク」に記載のpdf fileをクリック。 ご不明な点は、JICA Tsubasa窓口<5r_tsubasa@jica.go.jp>までメール連絡をお願いいたします。
4	P. 20	第2 8. (9) JICAからの便宜供与	本件、特にLAC現地パートナー候補探索等において、必要に応じてJICA現地事務所の支援を得ることは可能か？	可能です。
5	P. 2	第1 5. 競争参加資格 (4) 業務履行期間（予定）	①初めの11か月で第1期の業務を完了との記載がある。成果物はおおむね2023年9月中に出し、残りの4か月は継続支援期間という理解で正しいでしょうか。 ②脚注に第2期は2023年9月からの見込みとあるが、2023年9月～2024年1月は契約重複期間ということでしょうか。それとも先の契約期間を短縮する形になるのでしょうか。 ③仕様書は3期分の契約を想定した内容になっているが（おおむね同じ内容+3期分はファイナルレポートを追加、の想定）、提案書も3期分の業務内容及び業務計画を記載すべきでしょうか。それとも、第2期、第3期に関しては業務内容がほぼ同じ内容であるため、提案書には第1期分のみ詳細な業務内容と業務計画を記載することでよろしいでしょうか。	① ご理解の通りです。なお、残りの4か月間の継続支援を実施するかどうかは必要に応じて検討します。 ② 2023年9月から開始の場合は、先の契約期間を短縮する形を想定しています。 ③ 第1期分についてのみ詳細な業務内容・業務計画を記載すれば結構です。一方、第2期・第3期に関する記述を妨げるものではありません。
6	P. 4	第1 3. 競争に付する事項 (3) 共同企業体、再委託について	再委託可能な「補助的な業務」とは、通訳や現地コーディネーター、動画制作、イベント運営程度の業務ということでしょうか。例えば、自社のリソースで対応が難しい業務については、再委託ではなく、共同企業体としておくことが必須という理解で正しいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	P. 4	第1 3. 競争に付する事項 (3) 共同企業体、再委託について	共同企業体について、日本法人でなければならないという制限はありますか。例えば、拠点をシンガポールに置つつ、日本国内にて業務を行っている場合でも認められますでしょうか。	「企画競争説明書 5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について 1) 共同企業体」に記載がありますように、共同企業体の代表者及び構成員全員が、「企画競争説明書 5. 競争参加資格」の(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。その資格要件の一つに、「2) 日本国登記法人 日本国で施行されている法律に基づき登記されている法人」というのが要件としてあります。これに該当している必要があります。
8	P. 11	第2 2. 業務の目的	「JICA自身が保有するネットワークの最大活用を促すための仕組み・体制づくりについて実現可能な方法を積極的に導入する」とあるが、TSUBASAパートナーの活用という理解でよろしいでしょうか。それとも、人員増など、新たな予算編成が必要であったり、組織規程上の変更を生じさせるような仕組み・体制作りまで想定されていますでしょうか。	ご質問のうち、後者のような仕組み・体制づくりまでを想定しています。例えば、JICAの既存事業や支援チームへの組み込みないし融合に関する提言、国内スタートアップの中南米・カリブ地域進出への継続的な支援に向けた組織体制整備への提言等の他、実現可能な革新的な提言を歓迎します。但し、新たな予算編成や組織規程上の変更についてはJICAにて検討しますので、その点は考慮いたがなくて結構です。
9	P. 12	第2 4. 業務の内容 (1)	TSUBASAを介さずに進出したスタートアップ企業へのフォローアップ調査に関して、注釈にネットワークイベントの招待とあるが、具体的にどの工程にてネットワークイベントの企画・実施を想定していますでしょうか。この後の業務内容にて、ネットワークイベントの記載がなかったため、いつのタイミングで、誰を対象としてネットワークイベントの開催、及び想定されているネットワークイベントの開催回数をご教示いただけますでしょうか。	当イベント開催に向けた工程および開催時期の開催概要については、受注者と協議のうえ企画・実施する事を想定しています。対象は、中南米・カリブ地域への進出に関心のある国内スタートアップ企業です。開催回数は、年1-2回程度で、最小限の予算で実施します。
10	P. 12	第2 4. 業務の内容 (1)	「OICへ参加したものの非採択となった企業」及び「TSUBASAを介さずに進出した企業」のリストやご紹介に関する支援はいただけますでしょうか。また、何社程度を調査対象と想定していますでしょうか。また、TSUBASAを介さずに進出したスタートアップ企業として「内閣府等のスタートアップ・エコシステム内のネットワークを活用」とありますが、応札前に閲覧は可能でしょうか。	契約後に可能な限りの情報提供をします。契約締結前に当機構から当内容に関して情報提供する事は致しかねます。
11	P. 12	第2 4. 業務の内容 (1)	「発注者から示されるTSUBASA2021のファイナルレポート」は応札前に閲覧可能でしょうか。	TSUBASA2021のファイナルレポートが、JICA図書館ポータルサイトにて公開されています。 <URL> https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369666.pdf <レポート名> 中南米・カリブ地域 スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート <(上記URLで閲覧ができない場合) レポートへのアクセス手順> 1. JICA図書館ポータルサイトに入る。2. 「JICA報告書・図書・雑誌」と書いてある赤いボタンをクリックする。3. 「スタートアップ企業連携」と検索し、レポート名をクリック。4. 図書情報詳細の下段にある、「報告書PDF版」をクリックし、その後「画像リンク」に記載のpdf fileをクリック。 ご不明な点は、JICA Tsubasa窓口<5r_tsubasa@jica.go.jp>までメール連絡をお願いいたします。
12	P. 12	第2 4. 業務の内容 (1)	TSUBASAパートナーは何名、何か国を対象とされていますでしょうか。例えば、TSUBASAのリストをいただくことは可能でしょうか。	オープンイノベーションチャレンジにて採択する企業一社に一名の担当(TSUBASAパートナー)をつける予定です。各TSUBASAパートナーが所在する国は特に限定しません。昨年度のTSUBASAパートナーの概要に関しては、契約後に、TSUBASA2021の概要資料とともに共有する予定です。(一部、本回答書とともに公開する昨年度の調査レポート(ファイナルレポート)に、昨年度の活動に関する説明がありますので、ご確認ください)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
13	P.12	第2.4.業務の内容(1)	「日本国内のスタートアップ企業を取り巻く環境に関し、関連機関、ドナー、スタートアップ企業などへのヒアリングを通じ把握」とありますが、具体的にどのような関連機関やドナーを想定されていますでしょうか。また、ヒアリング調査対象定数を教えていただけますでしょうか。	例えば、スタートアップ支援機関連携協定(通称「Plus Platform for unified support for startups」)の関連機関や、内閣府のスタートアップ関連事業(スタートアップ・エコシステム拠点都市形成等)等の関係者を想定しています。具体的なヒアリング調査対象数は、契約締結後に、JICAおよびIDB Labとの協議を通じて決定します。
14	P.13	第2.4.業務の内容(3)	「サポートプログラムの」。最初の3か月を集中支援期間とし、IDB Labでの2023年中のプロジェクト承認が可能となるよう下記の項目を進める」とありますが、2023年中にIDB Labプロジェクト承認を得るための申請プロセスと承認に必要な期間の目安をご教示ください。	具体的な申請プロセスは、契約後にIDB Labから提示をいたします。また、承認までに必要な期間の目安を示す事は致しかねます。
15	P.13	第2.4.業務の内容(3)	「上記(3)②の準備を終えたのち、IDB Labの意向を確認の上、十分な事業展開計画を作成した参加企業は中南米・カリブ地域でのマッチングへ参加する。」とありますが、マッチングへ参加する企業はIDB Labへプロジェクト申請をしている企業に限られるのでしょうか。(承認プロセスにある企業に限られるのでしょうか。)	IDB Labへのプロジェクト申請前であっても、TSUBASAの支援対象として採択する企業すべてに参加資格があります。なお、第2.8.(6)に記載の通り、実際の現地渡航にあたっての渡航経費支援は、受注者からの提案を受け、JICAとIDB Labが合意をした企業を対象とします。
16	P.15	第2.5.業務実施体制及び業務量	⑤プログラム運営・広報(国内:210人)とあり、相当の工数が必要であるため、担当者2人を充てようとしております。号数が異なる2人を充てることは可能でしょうか。	可能です。
17	P.19	第2.8.業務上の留意事項(6)	現地パートナーとのマッチングにおいて、JICA現地事務所の情報提供(通訳適任者やアポイントに適した窓口のご紹介)等のご協力をいただくことは可能でしょうか。	可能です。
18	P4	5.競争参加資格(3)共同企業体、再委託について	以下のうち、広報関連業務にかかる直接経費について円滑な業務遂行の観点から国内再委託費として計上することは可能か	質問意図が不明なため、回答いたしかねます。
19	P.12	第2.業務仕様書(案)4.業務の内容(1)TSUBASA2021の検証を通じたTSUBASAモデルのアップグレード戦略作成	④2022年度より公開されている「グローバル・アジェンダ」「クワスター事業戦略」とのリンクページを含む、情報発信プラットフォーム(TSUBASA2021)では特設サイトを設置)の高度化18を進める。(第一段階として、「グローバル・アジェンダ」や「クワスター戦略」に関連するJICAホームページとの連携を行う事を想定。その後は受注者と検討しながら高度化を進めていく。)について、見積もり検討の観点から、JICAホームページの連携にかかる具体的実施内容をご教示いただきたい	JICAグローバルアジェンダ(課題別事業戦略)リーフレット(参考 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/issues/global_agenda.html)や、各アジェンダごとのクワスター戦略に関するページ(参考 https://www.jica.go.jp/activities/index.html)と、中南米・カリブ地域各国の国別開発協力方針をベースとする各国ごとの開発協力に関する情報(参考 https://www.jica.go.jp/regions/america/index.html)、および中南米・カリブ地域の事業環境に関する情報を連携する事を想定しています。
20	入札説明書Zof2	評価表(評価項目一覧表)	1.社としての経験・能力等(1)類似業務の経験について一覧リストについて、掲載する件数についてご教示いただきたい(一覧リストについても3件という理解でよい)	ご理解の通りです。
21	P.23	オ)通訳備上費	各サポートプログラムでの採択企業の現地渡航期間について、「意見招請実施要項に関する質問と回答」No.39にて、「移動日を含めて1.5週間程度を想定しております」とございますが、1社あたり10~11日程度(土日含む)、11社合計110~121日程度(土日含む)との理解でよろしいでしょうか。	最大でご記載頂いた日数を想定しています。
22	p.14-15	第2.業務仕様書(案)5.業務実施体制及び業務量	仕様書に記載の業務量および見積書様式の報酬が「人日」で記載されているが、コンサルタント等契約における2022年度報酬単価を20日で除した金額を上限として、日単価を設定するという理解でよろしいでしょうか。また、現地業務の単価についても、国内業務と同じ単価で問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
23	p.21	第3.プロポーザルの作成要領1.プロポーザルの構成と様式(3)業務総括者の経験・能力等	評価表では、業務総括者の他に、2名の業務従事者について評価対象者として類似業務経験を求められていますが、これらの対象者についても本項に記載することよろしいでしょうか。	そのご対応をお願いします。
24	p.23	第4.見積書作成及び支払について1.見積書の作成についてオ)通訳備上費	「2021年度TSUBASA参加企業6社+2022年度採択企業5社の計11社(11箇所)の渡航支援」との記載があり、11箇所に現地渡航する想定である一方、「第2.業務仕様書(案)5.業務実施体制及び業務量」で想定されている国外業務は40人日となっています。1箇所あたり3.6日(移動日含む)というご想定でしょうか。	目安としてご理解の通りの想定をしています。
25		評価表(評価項目一覧表)3.業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力(1)総括/SUエコシステム強化	「特に評価する類似案件としては、新興国・途上国における国内スタートアップ支援業務や、社内新規事業立ち上げや組織改革等への提案に関する各種支援業務」とありますが、「新興国・途上国における国内スタートアップ支援業務」については、新興国・途上国の現地スタートアップ支援業務も特に評価する類似案件としてカウントして頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	新興国・途上国の現地スタートアップ支援業務は特に評価する類似案件としてカウント致しません。
26		評価表(評価項目一覧表)3.業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力(2)LAO-日ネイノーションネットワーク構築(サポートプログラム/中南米エコシステム連携)	「特に評価する類似案件としては、①中南米地域における本邦企業進出支援及び②中南米地域でのスタートアップ等への投資に関する業務」とありますが、①と②の両方の実績の記載をもって、特に評価する類似案件として評価されるとの認識でよろしいでしょうか。	どちらか一方の実績であっても評価の対象とします。
27		評価表(評価項目一覧表)3.業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力(3)LAO-日ネイノーションネットワーク構築(010/国内エコシステム連携)	「特に評価する類似案件としては、①国内/途上国、特に中南米・カリブ地域に進出する国内(含:地方)の有望スタートアップの発掘、ネットワーク構築に関連する業務、②中南米地域でのスタートアップ等への投資に関する業務」とありますが、①と②の両方の実績の記載をもって、特に評価する類似案件として評価されるとの認識でよろしいでしょうか。	どちらか一方の実績であっても評価の対象とします。